

令和5年第12回定例会（会議録）

開催日	令和5年12月19日（火）
開催場所	あま市役所 2階 F会議室
開催時間	午後2時00分～午後4時00分
出席委員	溝口正己、小笠原英司、笠野奈津子、吉川孝子、近藤真司
欠席委員	なし
出席者	教育長 他事務局職員8名
傍聴人	0人
議事日程	日程第1 教育長開会のあいさつ 日程第2 前回会議録の承認 日程第3 教育長の経過報告 日程第4 議案第74号 後援申請について 議案第75号 あま市体育施設の管理及び運営に関する規則の一部改正について 議案第76号 あま市小中学校体育施設スポーツ開放実施規則の一部改正について 議案第77号 令和5年12月議会補正予算（案）追加分について（非公開） 議案第78号 指定学校変更申請について（審議）（非公開） 議案第79号 就学援助費の受給審査について（審議）（非公開） 議案第80号 適応指導教室の入室について（非公開） 日程第5 その他 • あま市スポーツ顕彰要綱の一部改正について（報告） • 令和5年度教育支援委員会報告について（報告）（非公開） • 就学援助費の受給審査について（報告）（非公開） • 通級児童生徒の入退級願について（報告）（非公開） • 生徒指導（令和5年11月）について（報告）（非公開） • あま市内教職員人事案件について（報告）（非公開） • 市内中学校で発生したいじめ事案について（非公開）

発言者	議事の大要
	【開会時刻：午後2時00分】
教育長	(開会宣言)
	日程1、教育長開会のあいさつ
	(教育長あいさつ)
教育長	日程2、前回会議録の承認
	前回の会議録を承認願います。
委員全員	(会議録に署名)
教育長	日程3、教育長の経過を報告する。
	(令和5年11月15日～令和5年12月19日の経過を報告)
	市教育委員会関係 6回
	教育長用務 2回
	教育総務課事業 0回
	学校教育課事業 14回
	生涯学習課事業 2回
	スポーツ課事業 8回
	学校給食センター課事業 0回
	市行事 11回
	市議会関係 5回
	今後の予定
教育長	(質疑等を許可)
委員全員	(質疑なし)
教育長	日程4、議案 3件公開 4件非公開
教育長	議案第74号「後援申請について」審議3件
教育総務課長	①「子どもと家族の未来を考えるマネー講座」(子供と家族の未来を考える会) 事業目的は、出来るだけお金を借りずに進学するための教育資金準備のための金融リテラシー(金融・経済・お金の知識)の提供とのこと。

	<p>事業内容は、100分ほどの講座で、出来るだけお金を借りずに進学するための教育資金準備のための金融リテラシー（金融・経済・お金の知識）の提供で、まずは入り口として「金融マナー、投資マナー、経済マナー」と楽しく触れ合っていただき、ご家族全員で楽しい未来を迎えていただくためのきっかけとなる講座とのことです。</p>
	<p>後援名義の必要な理由及び使用目的は、出来るだけお金を借りずに進学するための教育資金準備のための金融リテラシー（金融・経済・お金の知識）の提供で、まずは入り口として「金融マナー、投資マナー、経済マナー」と楽しく触れ合っていただき、ご家族全員で楽しい未来を迎えていただくためのきっかけとなる講座であるためとのことです。</p>
	<p>開催期間は、令和6年2月13日、15日、17日（3日間）です。</p>
	<p>開催場所は、オンラインです。</p>
	<p>参加者は、市内小中学生の保護者120人予定とのことです。</p>
	<p>参加料は、無料とのことです。</p>
	<p>他自治体での後援は、昨年度に津島市・愛西市・稻沢市に申請が出ており、許可を得ています。本年度については、半田市・知多市・常滑市・東浦町教育委員会で、いずれも許可を得ているとのことです。</p>
	<p>規約第2条にて、「子供と家族の未来を考える会」の運営本部事務所は、一般社団法人全国中小企業アシスト協会となっています。また、ご後援のお願い資料及び発足の経緯では、「中立公平な立場から」ですか、「保険商品の販売はしない」といった表現が見られます。</p>
	<p>開催の場所がオンライン限定であることも考慮して、審査をお願いします。</p>
	<p>本日、追加資料として「収支予算書」を提出しておりますのでご参照ください。</p>
	<p>（以下概略を説明）</p>
教 育 長 委 員	<p>（質疑等を許可）</p>
	<p>収支予算書の収入の部で協賛金を出しているF P銀行株式会社</p>

	とはどんな会社なのでしょうか。収入はこの会社からの協賛金のみで成り立っています。ここ以外で出てこないことが気になります。
教育総務課長	フィナンシャルプランナーの会社かと思われますが、詳細についてまでは、調査が及んでいません。
委 員	保険商品の代理店になってはいないだろうか。
教育総務課長	運営本部事務所が置かれる一般社団法人全国中小企業アシスト協会は、一般社団法人のため、様々な企業が協賛をしている可能性はあると思われます。
委 員	今回の収支予算書をみると、その会社だけがお金を出しているよう見えてしまうところは不安材料の一つである。
委 員	講師が大治町在住だが、大治町とのつながりはありますか。
教育総務課長	愛知県支部所属の認定講師で、エリア担当なのかと思われます。
委 員	各県の後援実績について、県教育委員会が許可して市町村が許可していないところ、市町村教育委員会が許可して県教育委員会許可していないところと、様々である。それぞれの自治体で判断すればよい話かもしれないが、なぜ教育委員会なのか、なぜ市なのかは判然としない。
委 員	規約第5条に「会員」についての規定があり、「会員」は会より発行される認定講師資格を有する者とある。第7条の会費では、「会員ごとに、月額3,000円（税別）とし、翌月分の会費として毎月27日までにカード決済、講座引き去り、口座振込みのいずれかにより納入するものとする。」とある。また、会則補足第4条補足（3）「無料会員サイト」では、「有料会員」と「一般会員」との区別が記載されている。「会員」、「有料会員」及び「一般会員」の使い分けが不明確であることから、講座を受講した者は全てネット経由のため「一般会員」又は「会員」にされてしまうのではないかと心配する。また、そもそも「一般会員」とはなにか。メルマガについての記載もあるが、参加をしたら、その後メルマガが送られ続けたりしないだろうか心配することです。企業のため安心とは思えない。

教育総務課長	内容を見ると、他市が営利ではないと判断したのは分からなくもあ りませんが、不明確な点もあります。
教育総務課長	非営利活動団体とはいえ、営利活動をしてはいけないかというとそ うではない。
委 員	資料の中で、理解しかねる部分もある。また、会則の補足でも「当 時の私は外資系保険会社に勤務していたため、マネー講座開催の最終 目的は保険商品の販売にありました」と記載されている。今は考えを 変えたということと思うが判断しかねる。保護者の方が知らない間に 引き込まれることもあるため、あえて教育委員会が後援をしなければ ならないのかに疑問が残る。
委 員	あま市教育委員会への後援名義の申請ということは、主に小中学生 の保護者を対象とすることとなると思われるが、あえてあま市で、あ えて教育委員会でという部分が説明されているとは考えられない。
委 員	将来的に高校・大学に進学していくときの奨学金のことだと思う。 子どもが小さいときから保護者が勉強しなさいという趣旨と思う。趣 旨はおかしなことを言っているわけではないと思う。
教育総務課長	教育委員会の後援の要綱では、目的に「その事業を奨励し、教育、 学術、文化及びスポーツの振興に資することを目的とする。」という目 的があるため、今回は、本一般社団法人に加盟している企業の事業を 奨励して振興に資することを目的で後援申請を許可するべきかどう かの判断を行って頂くこととなります。
委 員	あま市が後援するのであれば、まだいいかと思う。しかし、今回は 教育委員会による後援である。そこを考慮すべきである。
委 員	許可基準の中でも「営利を主たる目的とする団体等の宣伝につなが ると認められる。」とある。つながるとはっきりと言えないけれども可 能性は否定しきれないと感じる。
教育総務課長	「商品の販売をしない」、「公平中立の立場」と明記されている以上、 営利につながると認められるかどうか。
委 員	資料を見ると企業のために思える。

教育総務課長	後々のことを考えると許可基準に定める「事業終了後も引き続き教育委員会の責任が問われると認められるもの。」の可能性があるともいえる。
委 員	教育委員会が後援をしたからと言って「参加したら変なものに引きずり込まれた」や「宣伝がたくさん来る」と教育委員会に文句言われても困る。
教育総務課長	可能性はゼロではないです。
委 員	そういうことが絶対ないという保証があればいいけど。
教育総務課長	過去には、一般社団法人が運営するもので許可している例もある。団体よりも事業内容で判断をしていただければと考えます。
委 員	あま市の後援申請はされているか。
教育総務課長	あま市は申請されていません。
委 員	なぜ、あま市に申請されていないのか。保護者を対象としているからか。県の私立学校は首長部局だけど、他の市町は教育委員会のみ。
教 育 長	他県だと市が後援しているようです。また県も後援している。
委 員	なぜ教育委員会に申請をしたのか。
教 育 長	保護者が備える将来の奨学金のためと思われる。
委 員	奨学金でも国公立大学だけでなく大学行くようになつたら私学がほとんどではないか。私学であれば教育委員会ではなく、市か。
教 育 長	小中学生のうちにということで教育委員会に申請しているのでは。
委 員	今の時代においても、あえて教育委員会が後援しなければならないのか。なぜ教育委員会なのかが判然としないと感じます。
委 員	講座の内容について公に推すことの責任が負えるか。知っていることはいいことだが、教育委員会で推す内容かどうかかと思われる。
委 員	規約の部分で会費 3, 000 円とあるのが引っ掛かります。あと、「会員」についても色々な使い方をされている。ただ、これだけ後援されていて、ネットを見ても団体に対する悪口は記載されていないことから、そこまで怪しいところではないのかなとも思います。また、そのような団体であれば教育委員会の後援を依頼してこないと思う。

	ただ、ネットでマネー講座と検索すると怪しいと思われているような検索結果が出てしまう。「マネー講座」という言葉だけで捉えると見た人は怪しくないかなという意識で見るとと思う。
委 員	教育委員会が後援しているとなると怪しくないと思われるのでは。
委 員	だから教育委員会に後援を依頼してきていると考えられる。本件が怪しいかどうかは判断しかねるがはっきりしない部分が散見される。
教 育 長	はっきりしないならば疑ってかかるべきだと考える。
委 員 全 員	(質疑なし)
生涯学習課長	②「夏井いつき句会ライブ」(あま市文化の杜美和文化会館) 事業目的は、俳句に親しむ。俳句を通じてコミュニケーションできる場の楽しさを体験し、自然を見つめなおす目が養われ、季語を五感で体感するきっかけを提供すること。 事業内容は、参加者の自由な解釈をもとに議論を進めることです。俳句初心者にも経験者にもおすすめ会場とコミュニケーションをとりながら俳句の楽しみ方を市民の皆様にお伝えすることのことです。
	後援名義の必要な理由及び使用目的は、会場とコミュニケーションをとりながら俳句の楽しみ方を市民の皆様に伝えるためとのことです。
	開催期間は、令和6年3月31日（1日間）です。
	開催場所は、あま市美和文化会館大ホールです。
	参加者は、愛知県内の一般、学生700人予定とのことです。
	参加費は、3,000円（全席指定）とのことです。
	あま市、あま市社会福祉協議会で、いずれも許可を得ているとのことです。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	内容的には何ら問題ないと思われます。確認としてお聞きします

	が、コミュニケーションを取りながら俳句の楽しみを伝える方法はどういうように行うのか。
生涯学習課長	恐らくですが、テレビ番組TBS「プレバト」で出演されているような形で行われると思われます。
委 員	不安なのが、大ホールで700人も集客があるのか。
生涯学習課長	周知方法は、新聞チラシ・新聞折込等を予定しております。収支予算書にも記載してあります。
	あま市だけでなく、前日、みよし市カネヨシプレイス大ホールで3月30日に同じ事業を行う予定をしております。
	あま市民に対して先行販売をいたします。全席指定ではありますが席を指定することができます。その後、一般販売の手順になっていきます。
教 育 長	著名人なので700人の集客は見込めるのではないかと思っています。
生涯学習課長	新聞の折り込み広告の宣伝効果は大きいと考えています。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
生涯学習課長	③「みんなでSDGs」(あま×SDGs)
	事業目的は、クイズラリーや、宣言、不用品の持参など、来場者に具体的な行動を起こしてもらう参加型イベントにより、市民や市民活動団体、事業者など様々な主体のSDGsへの意識の向上をめざす。
	また、地域のさまざまな主体と連携し、それぞれの主体にあったイベントへの参加を提案することで、主たる事業を推進しながらSDGsに取り組めることへの気づきを促すこと。
	事業内容は、ブース出店(団体、事業者など)、マルシェ、アップサイクル体験ワークショップ、キッチンカー、クイズラリー、ミニ講座、SDGs宣言などとのことです。
	後援名義の必要な理由及び使用目的は、あま市市民活動推進補助金を取得して実施するため、より信頼性を高め、来場促進につなげたい

	とのことです。
	開催期間は、令和6年3月20日（1日間）です。
	開催場所は、あま市美和文化会館です。
	参加者は市内外問わず1,000人予定とのことです。
	参加費は無料とのことです。
	あま市で、後援名義の使用許可を得ているとのことです。
	事業は昨年度に初めて開催されていますが、その際、後援申請はされません。
	（以下概略を説明）
教 育 長	（質疑等を許可）
委 員	あま市だけでいいのではないか。教育委員会が後援をする必要性があるか。SDGsと言いつつ活動内容の実態は企業である。会則のなかでも「本会の事務所は代表宅または代表が所属する事業所に置く。」とあり、代表が株式会社エコフォレストの住所である。会員名簿を見ると同住所が3名いる。調べると会社住所である。どうして個人で出るようなところに会社の住所で登録されているのかと考える。会社が関わっているようにしか思えない。実施する内容にしても、チラシに不用品買取と記載されている。完全に企業のお手伝いをしているよう見えてしまう。教育委員会に後援名義申請を提出することは親子での参加を見込まれているということかと思われるが、市民としての立場であるため教育委員会としての後援をする必要性はないと思われる。市の後援であればよいのだが。
教 育 長	市の状況はどうか。
生涯学習課長	許可の方向です。補助金もあま市から出ております。
委 員	ブランド品買取は完全に民間が乗っかって商売しようとしているよう見えてしまう。
委 員	企業等がお金を儲けることがあるのなら、なぜそこに市が補助金を出すのか疑問に感じる。
生涯学習課長	企画書記載のあま市における独自の「持続可能な開発目標（SDG

	s)」の達成に向けた啓もう活動を行うという部分などが評価されたかと思われます。
委 員	個人として団体を作つてボランティア活動を市のためにやっているので、補助金を出して事業が行われることはいいと思う。
生涯学習課長	SDGsを推進していかなければならないのは、世の中の風潮でもありますし、あま市としても実施している。その中で個人は良くて企業が良くないわけではない。ここに企業が参加していても何ら問題はないと思われます。
委 員	市であればそうかもしれないが、教育委員会においても同じか。
委 員	SDGsを推進していかなければならないのは分かるが営利目的につながるようなことは許可しないとなっているところはどうなのかと考えるところである。
委 員	収支予算書には、開催する人からの予算書で営利的な記載はない。しかし、呼び込む人たちはそれぞれ儲からないことには参加できない。今回SDGsがテーマで後援を依頼されているが、例えばマルシェ等もある場合は後援の許可をしないという方向なのか。
委 員	マルシェの主催者側が儲かっていなくても参加店舗が儲かっているのは営利目的であつて、収支に出てこないけれども許可しないという考えでよいのか。
委 員	それのみをもつて許可しないわけではないと考える。事業目的が何かという話である。
委 員	言い方かと思いますけれどマルシェもSDGsや市民交流のため、言い方を変えれば何でも教育的なものに変換できてしまう。教育的なテーマで後援が申請された場合に同じようなことが起きる。
委 員	キッチンカーやマルシェを併設する事業に後援名義の許可を出してきた履歴もある。
委 員	当該事業の主たる内容が何かによって判断するほかないのではないか。キッチンカーやマルシェが主たる内容ではなく、主たる内容は別にあり、キッチンカーやマルシェもあるという場合は、許可して差

	し支えないのではないか。
委 員	近頃は多くキッチンカーやマルシェを開くイベントがあるが、それらが教育的なテーマで開催されたときにどう判断するものか。
委 員	SDGsなどテーマの名目だけで判断するのはどうかと思われる。実際に主に何をしているのかで判断すべきではないか。
委 員	教育的内容をうたっていたとしても、実際は商売をしているだけなのであれば、市はともかく教育委員会の後援許可は出すべきではないように考える。
委 員	営利に関することは、あま市の後援があればいいと思う。教育委員会は認めないでいいと思う。
	なぜ教育委員会が後援しないといけないのか。そこは大事にしていきたいところである。教育委員会というと学校教育で子ども達を中心に考えてしまうからそう思うだけであり、生涯学習・スポーツで考えると全てになる。良いとなれば良いのかもしれないが保護者の人とかはそういう風に受け止めないのでないということが言いたい。
委 員	内容について異議があるとか、疑問があるとかではなく、テーマとしては是非やってらえば良いと思うが、教育委員会の後援としたときのイメージというものもあって、あえて教育委員会が後援すべきかという視点は必要であると考えます。
委 員	チラシにしても企業名が多くある。協賛企業名と思われるが協賛企業からは資金をもらっていると思う。収支予算書に協賛金の記載がない。市の補助金だけでやるということなのか。
教育総務課長	収支予算書にキッチンカーからの場所代が記載されていないということは、SDGsの内容を知つもらう場に人を呼ぶための動機付けとしてキッチンカーを利用していると考えることもできるのか。
教育総務課長	キッチンカーだけでお金儲けは教育委員会の後援としては認めないという意見も当然あります。それ以外のことがあればいいのかとなればそれは微妙な話です。最終的には総合的判断と思われます。
委 員	企業から協賛金を取つているか取つていないかは別として、企業名

	が並んでいるところに教育委員会が後援として名を連ねることそのものに後援制度との齟齬を感じるところです。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	①子どもと家族の未来を考えるマネー講座 否認 ②夏井いつき句会ライブ 認定 ③みんなでSDGs 否認 以上としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	②を認定、①③を不認定とする。
教 育 長	議案第75号「あま市体育施設の管理及び運営に関する規則の一部改について」
ス ポ ーツ 課 長	議案第75号と第76号は同様趣旨ですので、一括してご審議願います。 趣旨は、体育施設の利用時における使用料の納付期限について、事務の簡素化・合理化を図るため、本規則の一部を改正するものです。改正の経緯ですが、本市、発足以来、社会体育施設及び学校体育施設のスポーツ開放の使用料の入金処理について、入金をいただいたと同時に合わせて調定処理をする同時調定をしておりました。これが令和3年度の監査において処理実態が規則に沿っていないとのご指摘をいただきました。監査からは、規則の規定通りにするか、処理実態にあわせて規則を改正するかの二つに一つということで改善の指摘をいただきました。この指摘を受けて令和4年度から規則通りに事務処理をいたしました。のことにより、スポーツ課では年間3万件ほどの処理をしているため、新たに別に表を作成して管理するなど、入金の確認事務が煩雑となりました。また、スポーツ施設は1週間前まで予約の変更がされることになっています。予約確定までに何回か予

	約の変更をされる方がいらっしゃることで作業の手間がかかります。
	この状況では業務の効率化が図れないため、規則の改正させていただき、お金が入ったタイミングで調停を行う同時調停を可能とし、事務の効率化を図りたいということでございます。
	内容は、第7条第3項中「利用許可書を交付された」を削り、「施設を利用する前までに」を「許可を受けるときに」に改めます。
	施行期日は、令和6年4月1日から施行します。
	(以下概略を説明)
教 育 長	議案第76号「あま市立小中学校体育施設スポーツ開放実施規則の一部改正について」
ス ポ ーツ 課 長	趣旨は、あま市立小中学校体育施設の利用時における使用料の納付期限について、事務の簡素化・合理化を図るため、本規則の一部を改正するものです。
	内容は、第7条第3項中「利用許可書を交付された」を削り、「施設を利用する前までに」を「許可を受けるときに」に改めます。
	施行期日は、令和6年4月1日から施行します。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 員	利用者の方に迷惑がかからなければいいのですが、現状の規則で「施設を利用する前までに納付しなければならない」としか書いていないが、監査からはどこが規則にあってないと指摘されたのか。
ス ポ ーツ 課 長	最初に許可があり、許可と同時に調整処理し、その後、使用する前までにお金を払ってくださいというような形に現状の条文が見える。
委 員 員	監査は、許可した時に調定しなさいということか。
ス ポ ーツ 課 長	その通りです。予約をいただいた段階で即許可をする。入金されていないけど許可を先にしなさい。その後に、お金をいただきなさい。
委 員 員	許可はするのだけど、調定は後でもいいのではないか。
ス ポ ーツ 課 長	許可をしたタイミングで、基本的には債権が発生しているというところで調定処理をしてくださいと監査側が指摘しています。

	他の自治体にも確認をしたところ、システムがきちんと整備されて いるところでは処理が煩雑ではない。本市の施設予約システムと実際 の入金の調定システムが連動していませんので、余計に事務を煩雑に しているところがございます。
委 員	事務が簡素化されて利用者に迷惑がかからなければと思います。
ス ポーツ 課 長	入金と調定処理がきちんと合う日々の管理を行っていきたい。件数 が多い中で一番大切なことであると考えております。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	原案のとおり承認としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	承認します。
教 育 長	日程5、その他報告事項 1件公開 6件非公開
ス ポーツ 課 長	(1) あま市スポーツ顕彰の一部改正について 趣旨は、表彰の対象となるものについて、審査を経て授与を決定す る旨の記載が不十分なため改める。また、審査に係る手続きはあま市 表彰条例施行規則に基づき行うことを明確化するものです。 内容は、本則及び様式中、第3条中「に対して」を「の中から審査 し、」に改める。また、第4条中「審査」の次に「に係る手続きにつ いて」を加えるものです。
	施行期日は、令和5年12月6日に施行しております。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	要綱作成の際に指摘したことか。基準をしっかりした方が良いので はないかと助言した記憶がある。
ス ポーツ 課 長	実際、国際大会に差があり内容、難易度、参加者、競技人口等を踏 まえて審査をしないといけないと考えます。審査については、第1条

この教育委員会定例会会議録の大要は、事実と相違ないことを証するために
ここに署名する

令和6年1月19日

教育長 伊藤克仁

教育長 溝口正己
職務代理者

委員 小笠原英司

委員 堀野奈津子

委員 吉川孝子

委員 近藤真司

事務局 鎌倉卓志